

社会福祉法人仙洲会役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人仙洲会（以下「この法人」という。）定款第9条・第11条（2）項及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬並びに費用弁償)

第3条 この法人は、役員が理事会に出席したときは、定款第24条に基づき別表1、別表2により費用を弁償することが出来る。

2 この法人は、評議員に定款第9条で定める金額の範囲内で、別表3により報酬を支給する事が出来る。

3 交通費の実績が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、費用を弁償することができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、又は評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、費用を弁償することができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、費用を弁償することができる。

4 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費等)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて旅費を支給する。

2 役員及び評議員が、職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(公表)

第6条 この法人は、この規程を以って社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日（定時評議員会の決議日）より施行する。

別表1 理事

	費用弁償（1回につき）
理事会への出席	2,000円
下記の他、法人・施設業務の為の出勤	2,000円

別表2 監事

	費用弁償（1回につき）
理事会・評議員会への出席	2,000円
監査への出席	2,000円
上記の他、法人・施設業務の為の出勤	2,000円

別表3 評議員

	報酬（1回につき）
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人・施設行目の為の出勤	5,000円